

中小企業における経営改善のための取組状況

当 金庫は、地域金融機関として、地域への安定した資金供給を社会的使命と考え、また、サポートが必要なお客さまへの経営改善支援を積極的に推進し、地域金融の円滑化に取り組んでまいりました。

現下の厳しい経済金融情勢にあって、地域に密着した当金庫の役割が一層重要になっていると考え、中小企業や個人事業主のお客さまからの資金繰り、ご返済に関するご相談に対して、きめ細かな対応を行っています。

中小企業の経営支援に関して

取組方針

当金庫は、地域金融機関として、地域の皆さまにきめ細かなサービスを提供し、必要な資金を安定的に供給しております。また、必要に応じて経営改善に向けた支援を積極的に行うことにより、地域経済の活性化を实践することが社会的使命と考えております。今後とも、お客さまからの経営改善に関するご相談を真摯に受け止め、お客さまが抱えている課題を十分に把握し、課題解決に向け取り組んでまいります。

態勢整備の状況

当金庫は、上記基本方針を適切に実施するため、お取引先中小企業（小規模事業所を含む）の実態把握を行い、経営支援に積極的に関与することにより、お取引先の経営改善並びに地域経済の活性化を目的に、支援業務の推進態勢強化に取り組まれました。さらに、茨城県中小企業活性化協議会、茨城県中小企業振興公社、保証協会、地域の商工会・商工会議所、税理士等との連携を強化し、お取引先に最も有効的な支援態勢・連携構築を図っています。

取組状況

● 創業・新規事業開拓の支援

創業者支援融資

地域活性化の柱となる新しい事業を育てるために、創業を目指している個人・法人や既存の事業者の新分野進出に対し、資金の面でサポートを行っています。新規事業の立ち上げを支援する目的として「創業者支援融資[洋々]」の取扱いをすすめるなど、融資や本業支援等を通して、地方創生への貢献に取り組んでおります。

● 成長段階における支援

課題解決型金融を実践するための外部機関との連携支援

地域プラットフォームを活用した専門家派遣による経営支援を行っております。

取組実績

【2022年4月～2023年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者 数	うち経営 改善支援 取組み先 数	αのうち	αのうち	αのうち	経営 改善 支援 取組み 率	ランク アップ 率	再生 計画 策定率
			期末 債務者 区分が ランク アップ した先 数	期末 債務者 区分が 変化 しな かった 先 数	期末 再生 計画 を策 定した 先 数			
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正常先	① 2,699	0		0	0	0.0		-
要注意 先	② 1,028	460	37	417	67	44.7	8.0	14.6
うち要 管理先	③ 7	1	0	1	0	14.3	0.0	0.0
破綻懸 念先	④ 27	9	1	6	0	33.3	11.1	0.0
実質破 綻先	⑤ 49	1	0	0	0	2.0	0.0	0.0
破綻先	⑥ 15	0	0	0	0	0.0	-	-
小計(②～⑥の計)	1,126	471	38	424	67	41.8	8.1	14.2
合計	3,825	471	38	424	67	12.3	8.1	14.2

※期初債務者数及び債務者区分は2022年4月当初時点で整理。
 ※債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ※βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。なお、経営改善支援取組み先で期中に完了した債務者はαに含めるもののβに含めない。
 ※期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
 ※期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理した。
 ※期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ※γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ※みなし正常先については正常先の債務者数に計上した。
 ※「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど適切な対応に努めております。

	2022年度
新規に無保証で融資した件数	429件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	7.88%
保証契約を解除した件数	17件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- ◇お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします
- ◇上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◇経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- ◇お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ◇事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ◇お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。